



島根県報

平成30年2月27日（火）

号外第16号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第106号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	432号	安来市広瀬町広瀬214番1地先から同町祖父谷100番1地先まで	前	A メートル 5.00～38.00	メートル 2,392.80	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A 5.00～38.00	2,392.80	
			B 11.00～110.00	1,241.90		
〃	261号	邑智郡邑南町鱒淵1023番1地先から同1032番13地先まで	前	10.90～23.40	437.50	県央県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	10.90～37.00	437.50	
県道	日ノ津崎港線	隠岐郡海士町大字崎777番1地先から同752番1地先まで	前	10.20～24.00	342.00	災害防除工事 拡幅
			後	14.70～45.60	342.00	
〃	〃	隠岐郡海士町大字崎753番3地先から同1471番地先まで	前	14.00～23.30	121.00	隠岐支庁県土整備局 災害防除工事 拡幅
			後	14.00～33.40	121.00	
〃	〃	隠岐郡海士町大字崎1579番2地先から同1581番1地先まで	前	4.75～10.55	146.40	災害防除工事 拡幅
			後	6.50～16.75	146.40	

島根県告示第107号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	池田久手停車場線	大田市久手町刺鹿2089番地先から同地先まで	メートル 18.25	平成30年 2月27日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	皆井田江津線	江津市跡市町367番地先から同町597番1地先まで	140.00	平成30年 2月27日	浜田県土整備事務所	
〃	日ノ津崎港線	隠岐郡海士町大字崎777番1地先から同752番1地先まで	342.00	平成30年 2月27日	隠岐支庁県土整備局	